委　託　業　務　内　容　明　細　書

１　県立学校消防用設備点検業務

　　県立学校消防用設備点検業務とは、消防法、同法施行令、同法施行規則及び消防庁告示等に基づき実施する点検業務をいう。

２　委託業務実施の学校名、設備の種類及び数量

委託業務実施の学校名、設備の種類及び数量は、別表のとおりとする。

３　委託点検の内容

　　委託業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 機器点検

　　次の事項について、消防用設備等の種類に応じ確認すること。

ア　消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無、その他主として外観から俳壇できる事項を消防用設備等の種類に応じ、消防庁告示で定める基準に従い確認すること。

イ　消防用設備等の機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防用設備の種類に応じ、消防庁告示で定める基準に従い確認すること。

(2) 総合点検

消防用設備の全部又は一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じ、消防庁告示で定める基準により従い確認すること。